

宮城県道路公社定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この道路公社は、宮城県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この道路公社は、宮城県道路公社(以下「道路公社」という。)と称する。

(設立団体)

第3条 道路公社の設立団体は、宮城県とする。

(事務所の所在地)

第4条 道路公社は、事務所を仙台市に置く。

(公告の方法)

第5条 道路公社の公告は、宮城県公報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 道路公社に、役員として、理事長1名、副理事長1名、理事5名以内及び監事2名以内を置く。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、道路公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、道路公社を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、道路公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省東北地方整備局長又は宮城県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土

交通省東北地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を宮城県知事に報告しなければならない。

(役員任命)

第8条 理事長及び監事は、宮城県知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が宮城県知事の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 道路公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員兼職の禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第3章 業務及びその執行

(業務範囲)

第13条 道路公社は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 宮城県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路(道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第15条において同じ。)の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- (2) 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路(道路法第3条に規定する道路をいう。以下第6号において同じ。)の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令(昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。)第3条で定めるものを行うこと。
- (3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。

- (4) 第1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (6) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 2 道路公社は、前項の業務のほか、宮城県知事の認可を受けて次の業務を行う。
- (1) 前項第1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設(以下「事務所等」という。)を建設し及び管理すること。
- (2) 委託に基づき、前項第1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し及び管理すること。
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (業務方法書)

第14条 道路公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 道路の整備に関する基本計画

(道路の整備に関する基本計画)

第15条 道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路 線 名	管 理 の 区 間
県道仙台松島線，一般国道45号	宮城郡利府町春日から東松島市川下まで

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(基本財産の額)

第16条 道路公社の基本財産の額は、976,500万円とし、地方公共団体の出資の額は次のとおりとする。

宮城県 9,765,000,000円

(事業年度)

第17条 道路公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第18条 道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、宮城県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第19条 道路公社は、事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後2箇月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て宮城県知事に提出しなければならない。

- 2 道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号)第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第21条 道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

- 2 道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第22条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金の運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第6章 雑則

(運営に関する細則)

第23条 道路公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、道路公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

- 2 道路公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。

(最初の事業年度)

- 3 道路公社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、この道路公社の設立の日から昭和48年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

- 4 道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、道路公社の設立後遅滞なく、宮城県知事の承認を受けなければならない。

附 則(昭和47年12月9日)

(施行期日)

この定款は、昭和47年12月9日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、2,800万円増額し、11,400万円とする。

附 則(昭和48年5月10日)

(施行期日)

この定款は、昭和48年5月10日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、7,800万円増額し、19,200万円とする。

附 則(昭和49年3月23日)

(施行期日)

この定款は、昭和49年3月23日から施行する。

(備考)

- 1 基本財産の額を、17,000万円増額し、36,200万円とする。
- 2 道路の整備に関する基本計画に関し、県道仙台南インター線の管理の区間中「名取市上余田から名取市高館熊野堂まで」を「仙台市郡山から仙台市山田まで」に改める。

附 則(昭和50年4月1日)

(施行期日)

この定款は、昭和50年4月1日から施行する。

(備考)

- 1 基本財産の額を、6,400万円増額し、42,600万円とする。
- 2 道路の整備に関する基本計画に関し、路線名県道石巻女川線、管理の区間「石巻市雲

雀野町から石巻市明神町まで」を加える。

附 則(昭和51年3月30日)

(施行期日)

この定款は、昭和51年3月30日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、1,100万円増額し、43,700万円とする。

附 則(昭和51年4月22日)

(施行期日)

この定款は、昭和51年4月22日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、24,000万円増額し、67,700万円とする。

附 則(昭和52年4月19日)

(施行期日)

この定款は、昭和52年4月19日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、24,000万円増額し、91,700万円とする。

附 則(昭和52年8月25日)

(施行期日)

この定款は、昭和52年8月25日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、7,000万円増額し、98,700万円とする。

附 則(昭和52年11月17日)

(施行期日)

1 この定款は、昭和52年11月17日から施行する。

(経過措置)

2 この定款による改正後の宮城県道路公社定款第9条第1項の規定の適用については、
施行の際在任する役員は、なお従前の例による。

(備考)

役員の数に関し、理事3名以内を5名以内とし、役員の任期4年を3年に改める。

附 則(昭和53年3月31日)

(施行期日)

この定款は、昭和53年3月31日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、1,800万円増額し、100,500万円とする。

附 則(昭和53年6月15日)

(施行期日)

この定款は、昭和53年6月15日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、77,500万円増額し、178,000万円とする。

附 則(昭和54年6月1日)

(施行期日)

この定款は、昭和54年6月1日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、61,800万円増額し、239,800万円とする。

附 則(昭和54年11月13日)

(施行期日)

この定款は、昭和54年11月13日から施行する。

(備考)

道路の整備に関する基本計画として、路線名県道仙台松島線、管理の区間「宮城郡松島町初原から宮城郡松島町根廻まで」を加える。

附 則(昭和54年12月14日)

(施行期日)

この定款は、昭和54年12月14日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、2,000万円増額し、241,800万円とする。

附 則(昭和55年8月4日)

(施行期日)

この定款は、昭和55年8月4日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、51,000万円増額し、292,800万円とする。

附 則(昭和56年2月13日)

(施行期日)

この定款は、昭和56年2月13日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、6,250万円増額し、299,050万円とする。

附 則(昭和56年7月13日)

(施行期日)

この定款は、昭和56年7月13日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、50,000万円増額し、349,050万円とする。

附 則(昭和57年3月3日)

(施行期日)

この定款は、昭和57年3月3日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、11,275万円増額し、360,325万円とする。

附 則(昭和57年6月28日)

(施行期日)

この定款は、昭和57年6月28日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、16,975万円増額し、377,300万円とする。

附 則(昭和57年7月19日)

(施行期日)

この定款は、昭和57年7月19日から施行する。

(備考)

道路の整備に関する基本計画に関し、県道仙台松島線の管理の区間中「宮城郡松島町初原」を「宮城郡利府町春日」に改める。

附 則(昭和58年2月12日)

(施行期日)

この定款は、昭和58年2月12日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、12,000万円増額し、389,300万円とする。

附 則(昭和58年8月26日)

(施行期日)

この定款は、昭和58年8月26日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、57,500万円増額し、446,800万円とする。

附 則(昭和59年6月29日)

(施行期日)

この定款は、昭和59年6月29日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、62,500万円増額し、509,300万円とする。

附 則(昭和60年6月6日)

(施行期日)

この定款は、昭和60年6月6日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、62,500万円増額し、571,800万円とする。

附 則(昭和61年6月6日)

(施行期日)

この定款は、昭和61年6月6日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、38,000万円増額し、609,800万円とする。

附 則(昭和61年7月21日)

(施行期日)

この定款は、昭和61年7月21日から施行する。

(備考)

第7条第5項を次のとおり変更する。「監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは理事長、建設大臣又は宮城県知事に意見を提出することができる。この場合において、建設大臣に意見書を提出したときは、遅滞なく、その内容を宮城県知事に報告しなければならない。」

附 則(昭和62年11月19日)

(施行期日)

この定款は、昭和62年11月19日から施行する。

(備考)

道路の整備に関する基本計画に関し、県道仙台南インター線の管理の区間中「仙台市郡山」を「仙台市今泉」に改める。

附 則(昭和63年2月17日)

(施行期日)

この定款は、昭和63年2月17日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、2,500万円増額し、612,300万円とする。

附 則(昭和63年8月25日)

(施行期日)

この定款は、昭和63年8月25日から施行する。

(備考)

- 1 基本財産の額を、30,000万円増額し、642,300万円とする。
- 2 道路の整備に関する基本計画に関し、路線名中「県道仙台松島線」を「県道仙台松島線、一般国道45号」に改め、管理の区間中「宮城郡松島町根廻」を「桃生郡鳴瀬町川下」に改める。

附 則(平成元年2月14日)

(施行期日)

この定款は、平成元年2月14日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、24,500万円増額し、666,800万円とする。

附 則(平成元年3月30日)

(施行期日)

この定款は、平成元年3月30日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、17,500万円増額し、684,300万円とする。

附 則(平成元年10月3日)

(施行期日)

この定款は、平成元年10月3日から施行する。

(備考)

- 1 基本財産の額を、291,550万円増額し、975,850万円とし、出資団体に仙台市を加える。
- 2 道路の整備に関する基本計画に関し、県道仙台南インター線の管理の区間中「仙台市今泉から仙台市山田まで」を「仙台市若林区今泉から仙台市太白区山田まで」に改める。

附 則(平成2年9月21日)

(施行期日)

この定款は、平成2年9月21日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、315,000万円増額し、1,290,850万円とする。

附 則(平成4年1月24日)

(施行期日)

この定款は、平成4年1月24日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、262,500万円増額し、1,553,350万円とする。

附 則(平成4年10月26日)

(施行期日)

この定款は、平成4年10月26日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、250,950万円増額し、1,804,300万円とする。

附 則(平成6年1月10日)

(施行期日)

この定款は、平成6年1月10日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、66,500万円増額し、1,870,800万円とする。

附 則(平成8年12月9日)

(施行期日)

この定款は、平成8年12月9日から施行する。

(備考)

道路の整備に関する基本計画に関し、県道仙台南インター線の管理の区間中「仙台市太白区山田」を「仙台市太白区茂庭」に改める。

附 則(平成9年3月31日)

(施行期日)

この定款は、平成9年3月31日から施行する。

(備考)

- 1 基本財産の額を、22,500万円増額し、1,893,300万円とする。
- 2 第13条(業務の範囲)第2項第1号及び第2号中「で高架のもの」を削る。

附 則(平成9年7月7日)

(施行期日)

この定款は、平成9年7月7日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、75,000万円増額し、1,968,300万円とする。

附 則(平成10年7月24日)

(施行期日)

この定款は、平成10年7月24日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、52,500万円増額し、2,020,800万円とする。

附 則(平成11年7月30日)

(施行期日)

この定款は、平成11年7月30日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、65,000万円増額し、2,085,800万円とする。

附 則(平成12年8月7日)

(施行期日)

この定款は、平成12年8月7日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、65,000万円増額し、2,150,800万円とする。

附 則(平成12年9月4日)

(施行期日)

この定款は、平成12年9月4日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、47,200万円減額し、2,103,600万円とする。

附 則(平成12年10月27日)

(施行期日)

この定款は、平成12年10月27日から施行する。

(備考)

道路の整備に関する基本計画として、路線名中「県道石巻女川線」を削り、管理の区間中「石巻市不動町から石巻市湊まで」及び「石巻市雲雀野町から石巻市明神町まで」を削る。

附 則(平成13年2月9日)

(施行期日)

この定款は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

(備考)

第7条(役員の職務及び権限)第5項中「建設大臣」を「国土交通省東北地方整備局長」に改める。

附 則(平成13年3月23日)

(施行期日)

この定款は、平成13年3月23日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、13,250万円増額し、2,116,850万円とする。

附 則(平成13年6月20日)

(施行期日)

この定款は、平成13年6月20日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、27,500万円増額し、2,144,350万円とする。

附 則(平成14年5月29日)

(施行期日)

この定款は、平成14年5月29日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、12,500万円増額し、2,156,850万円とする。

附 則(平成15年7月2日)

(施行期日)

この定款は、平成15年7月2日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、15,000万円増額し、2,171,850万円とする。

附 則(平成16年1月5日)

(施行期日)

この定款は、平成16年1月5日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、500万円増額し、2,172,350万円とする。

附 則(平成16年7月16日)

(施行期日)

この定款は、平成16年7月16日から施行する。

(備考)

基本財産の額を、11,250万円増額し、2,183,600万円とする。

附 則(平成19年2月9日)

(施行月日)

この定款は、平成19年2月9日から施行する。

(備考)

- 1 業務の範囲に関し、「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。
- 2 道路の整備に関する基本計画に関し、管理の区間中「桃生郡鳴瀬町」を「東松島市」に改める。
- 3 余裕金の運用に関し、「国債、地方債の取得」を「国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得」に改め、「銀行への預金又は郵便貯金」を「銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」に改め、「その他国土交通省令で定める方法」を加える。

附 則(平成25年8月13日)

(施行期日)

この定款は、平成25年8月13日から施行する。

(備考)

- 1 道路の整備に関する基本計画として、路線名中「県道仙台南インター線」を削り、管理の区間中「仙台市若林区今泉から仙台市太白区茂庭まで」を削る。
- 2 基本財産の額を、1,207,100万円減額し、976,500万円とし、出資団体から仙台市を削る。